

## 脳科連役員一覧(第2期)

150507

※敬称略

役職	氏名	任期	
代表	水澤 英洋	2年間(2期4年まで)	2014年7月1日～2016年6月30日
副代表	岡部 繁男	2年間	
	山脇 成人		
運営委員	伊佐 正		
	斉藤 延人		
	田中 啓治		
	西川 徹		
	里宇 明元		
脳科学将来構想委員会委員	伊佐 正(委員長)	2年間	2014年9月24日～2016年9月23日
	川人 光男(副委員長)		
	望月 秀樹		
	木山 博資		
	池谷 裕二		
	笠井 清登		
	岡澤 均		
	尾崎 紀夫(副委員長)		
	鍋倉 淳一		
	花川 隆		
	岡本 仁		
	柚崎 通介		
	高橋 良輔		
	山森 哲雄		
代表補佐	松田 哲也	代表の任期を超えない	2014年7月1日～2016年6月30日
広報委員	飛松 省三(委員長)	2年間	2015年1月15日～2017年1月14日
	定藤 規弘(副委員長)		
	上田 陽一		
会計監査委員	吉田 眞理	2年間	2015年1月15日～2017年1月14日
	小泉 修一		

日本脳科学関連学会連合 代表候補者一覧(届出順)  
(第3期)

推薦学会	被推薦者名	所属学会	所属研究機関・役職
日本神経科学学会	岡部 繁男	日本解剖学会 日本神経科学学会 日本生理学会	東京大学大学院医学系研究科 神経細胞生物学分野・教授
日本解剖学会			
日本脳神経外科学会			
日本神経学会			
日本神経化学会	岡野 栄之	日本神経化学会	慶應義塾大学医学部 生理学教室・教授
日本神経精神薬理学会	山脇 成人	日本神経精神薬理学会	広島大学大学院医歯薬保健学研究院 精神神経医科学・教授

## 日本脳科学関連学会連合 運営規約 連合代表選出議決細則

1. 連合代表は会員学会の所属であり、会員学会から推薦された候補者から、評議員会の議決により決定する。
2. 会議の連合代表選出議決にあたっては各評議員が1個の議決権をもつ。議決権の行使に当たっては規約第5条の資格を有する者に限る。ただし書面または電子書面による委任または事前投票を妨げない。
3. 会員学会は複数の候補者を推薦することはできない。
4. 連合代表選出は前連合代表任期満了前6ヶ月以内に行う。
5. 選出の公示は選出前2ヶ月以前に書面または電子書面にて行う。
6. 各学会の候補推薦届け出は選出を議題とする会議2週間前までに各学会が現連合代表に対して候補者名と趣意を書面または電子書面で表明することで行う。連合代表は候補推薦をただちに書面又は電子書面にて各会員に通知する。
7. 推薦候補者が1名に限られる場合、議決を経ず、該当候補者が連合代表に選出される。
8. 連合代表選出議決にあたって、書面・電子書面での委任・事前投票も含め、総評議員の過半数の賛同を得た者を連合代表に選出する。過半数に達しない場合は上位2者で再度選出議決を行う。
9. 再選出議決において、なお賛同が総評議員の過半数に達しない場合は、書面・電子書面での委任及び事前投票及び出席者による投票数合計の過半数において決する。なお同数の場合は連合代表が決する。
10. 本細則の改正は規約の改正規程に準ずる。

## 第5回評議員会

### 連合代表、副代表、運営委員、評議員交代による会計監査委員 選出手順

#### ① 連合代表選出（1名）

1-1. 運営規約連合代表選出議決細則により、会員学会から推薦いただいた代表候補のリストより選出。

1-2. 代表候補が複数の場合には、各評議員が1個の議決権を持つ投票により選出する。今回は複数の候補がおられるため、投票となる。

・委任状は、以下の2種類。

A. 議長に委任されたもの

B. ご出席の評議員に委任されたもの

委任を受けた評議員には、委任状用の投票用紙を配布し、ご自分の投票とは別に、委任状による投票を行っていただく。

・事務局で開票、集票作業を行い、結果のみを発表する。

※連合代表選出議決にあたって、書面・電子書面での委任・事前投票も含め、総評議員の過半数の賛同を得た者を連合代表に選出する。過半数に達しない場合は上位2者で再度選出議決を行う。

再選出議決において、なお賛同が総評議員の過半数に達しない場合は、書面・電子書面での委任及び事前投票及び出席者による投票数合計の過半数において決する。なお同数の場合は連合代表が決する。

#### ② 副代表選出（2名）

・運営規約第6条により、評議員会において評議員の互選で選出。代表と異なり、特に選出議決細則はない。代表が選出された後で、副代表の選出を行う。

2-1. 代表選出後、副代表候補の推薦を求める。

2-2. 副代表候補が定員の2名である場合は、議決を経ずに当該候補が選出される。

2-3. 副代表候補が2名よりも多い場合には、出席者および委任状を含めた議決となる。

評議員は1個の議決権を有す。

・事務局で開票、集票作業を行い、結果のみを発表する。

(休憩)

### ③ 運営委員選出（5名）

運営規約第10条により、評議員会において評議員の互選で選出される。選出議決細則なし。副代表選出後、運営委員の選出を行う。運営委員会は連合代表・連合副代表を含め8名以内の運営委員により構成されることとなっているため、定員は5名。

3-1. 副代表選出後、運営委員候補の推薦を求める。

3-2. 運営委員候補が定員の5名である場合は、議決を経ずに当該候補が選出される。

3-3. 運営委員候補が5名よりも多い場合には、出席者および委任状を含めた議決となる。評議員は1個の議決権を有す。

・事務局で開票、集票作業を行い、結果のみを発表する。

### ④ 会計監査委員選出（1名）

4月7日付けで会計監査委員である評議員1名の交代届が提出されたため、評議員会において後任の会計監査委員の選出を行う。運営規約付則3)により、評議員の互選により選出される。選出議決細則なし。運営委員選出後、会計監査委員の改選を行う。

4-1. 運営委員選出後、会計監査委員候補の推薦を求める。

4-2. 会計監査委員候補が1名である場合は、議決を経ずに当該候補が選出される。

4-3. 会計監査委員候補が1名よりも多い場合には、出席者および委任状を含めた議決となる。評議員は1個の議決権を有す。

・事務局で開票、集票作業を行い、結果のみを発表する。